

第1章 計画の策定に当たって

地域福祉とは | 計画策定の背景と目的 | 計画の位置付け | 計画期間 | 計画策定の体制

1 地域福祉とは



地域福祉とは、身近な地域で人々が安心して暮らせるよう、地域住民、行政、企業、福祉関係の団体などがお互いを尊重し協力して、地域社会の福祉課題を共有し、その解決に取り組むという考え方のことです。

具体的には、地域住民が抱える多様な課題(困りごと、心配ごと)について、高齢者向けの介護サービス、障がい者向けの介護サービス、子育て支援サービスといった公的福祉サービスや、地域住民やボランティア団体による支えあいの取組を活かしながら、地域の皆で解決を目指していくものです。

なお、社会福祉法第4条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」と定めています。

2 計画策定の背景と目的

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進のため、同法第107条第1項に基づき策定するものであり、地域福祉を推進する上での基本的な方向性や理念を明らかにする計画です。

社会福祉法第107条では、計画に盛り込むべき事項として次の5点を掲げています。

◆地域福祉計画に盛り込むべき事項◆

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

①で示しているように、地域福祉計画は高年者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野についてのいわゆる「上位計画」として位置付けられるものです。

2 地域福祉の現状

今日、高齢化の進行や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」し、また、個人や世帯の中で複数の分野にまたがり「複合化」しています。

例えば、高齢の親と無職独身や障がいのある50代の子が同居し、親が子どもの生活を支えるという問題(8050問題)、介護と育児に同時に直面する(ダブルケア)世帯の課題、本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行い、学業や生活との両立に困難を抱えるヤングケアラーの問題など、複雑化・複合化した課題が浮き彫りになっています。

これらは、介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度などの個別の制度だけでは解決が困難な課題です。公的な支援はこれまで、対象者別・機能別に整理されていましたが、世帯で起きている課題について包括的に支援していくことなどが必要とされています。

少子高齢化に伴う人口減少は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結する大きな課題です。とりわけ、今後見込まれる現役世代の急減は、地域・家庭・職場といった生活の様々な場における支えあいの基盤の弱体化につながります。人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、課題が深刻化しているケースが増えています。

そこで、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立せずにその人らしい生活を送ることのできる社会が求められています。また、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。

3 国における動向

平成28年(2016年)6月に閣議決定された政府の「ニッポン一億総活躍プラン」では、少子高齢化問題に対応するため、あらゆる場で誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく“地域共生社会”の実現を目指すこととされました。

「地域共生社会」の実現に向けて、平成30年(2018年)及び令和3年(2021年)に改正された社会福祉法では、地域福祉の推進に関する規定が整備されました。具体的には、地域福祉の推進は、地域共生社会の実現を目指して行われなければならないこと、支援を必要とする地域住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すことが規定されています。

併せて、地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とすること、地域福祉計画に福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けることが規定されました。



◆社会福祉法における地域福祉推進の理念◆

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない

◆地域共生社会とは◆

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。



(出典) 厚生労働省 地域共生社会ポータルサイト

4 埼玉県における動向

埼玉県では、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)を計画期間とする「第6期埼玉県地域福祉支援計画」を策定し、市町村の地域福祉の取組を支援しています。この計画は、社会福祉法第108条第1項に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、広域的な見地から市町村の地域福祉の推進を支援するものです。

◆第6期埼玉県地域福祉支援計画の内容◆

【計画の基本方針】

- (1)地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築支援
- (2)SDGsの理念に基づく「誰一人取り残さない」地域の実現
- (3)超高齢化・少子化など本県で顕著な傾向への対応

【計画の基本理念】

「互いに支え合い、「誰一人取り残さない」地域を目指す埼玉づくり」

【施策】

- 1 基盤づくり ～重層的な支援体制の構築に向けた基盤づくり～
- 2 地域づくり ～地域住民による支え合い・見守りの地域づくり～
- 3 担い手づくり ～専門職から住民一人ひとりまで地域福祉を支える担い手づくり～
- 4 環境づくり ～制度やサービスへつなぐ環境づくり～
- 5 市町村の支援と計画の推進

現在、埼玉県では令和6年度(2024年度)からの新たな地域福祉支援計画の策定に向けた準備が進められています。

このほか、埼玉県では令和3年(2021年)に埼玉県ケアラー支援条例第9条に基づく「埼玉県ケアラー支援計画」(令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度))を策定して、介護や看護により大きな負担を抱えているケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、ひきこもり状態にある方とその家族が安心して支援を受けられる社会を目指す観点から、令和4年(2022年)には「埼玉県ひきこもり支援に関する条例」を制定し、ひきこもり支援に関する県の責務及び民間支援団体等の役割を明らかにし、市町村及び民間支援団体等と連携しながら、ひきこもり支援に関する施策を総合的に実施しています。

5 草加市における地域福祉計画策定の経緯

本市では、社会福祉法の目的及び地域福祉の推進に向け、平成17年度(2005年度)～平成27年度(2015年度)については地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めた「草加市地域福祉計画」を策定し、「自立・共存と支えあいのまちづくり」を基本理念として取組を推進してきました。

平成28年度(2016年度)以降は、本市の基本構想及びその実現のための基本計画及び実施計画を総称する「第四次草加市総合振興計画」(以下「総合振興計画」といいます。)の策定に伴い、総合振興計画の施策の一つとして地域福祉計画を位置付ける形としました。

平成30年(2018年)6月には、社会福祉法の改正を受けて「草加市地域福祉推進基本方針」を策定し、日常生活圏域を基本とした地区を設定し、地域福祉基盤の整備を進めるとともに、他人事を「我が事」に変えていく環境整備、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める環境整備及び包括的な相談支援体制の構築の3つの目標を掲げて、地域福祉の推進を図ってきました。

令和2年(2020年)3月には、本市の第2次地域福祉推進基本方針と草加市社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体化した「草加市地域福祉リンクプラン」(以下「リンクプラン」といいます。)を策定しました。「地域まるごと 支え合いのまちづくり」を基本方針として、市と草加市社会福祉協議会との間で目的を共有して双方の役割を明確にし、重層的な取組を推進してきました。

リンクプランの目標年度である令和5年度(2023年度)を迎え、本市を取り巻く地域福祉の環境の変化に対応し、市・市民・関係機関が協働して地域共生社会の実現に向けて引き続き取り組むため、これからの地域福祉を推進する上での指針として計画を見直し、新たな「草加市地域福祉計画」を策定するものです。

3 計画の位置付け

1 法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画です。

2 「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」との関係

本計画は、本市の最高規範である「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」の趣旨を尊重し、同条例で理念として掲げている「だれもが幸せなまち」の実現に向け、地域福祉の推進に係る取組を記載した計画です。

3 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である総合振興計画及び都市計画マスタープランのもと、「高年者プラン(介護保険事業計画・高年者福祉計画)」「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「みんなで健康づくり計画(健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画)」「子どもプラン」といった健康・福祉分野の計画の上位計画として、各計画と共通して取り組むべき事項を盛り込んでいます。

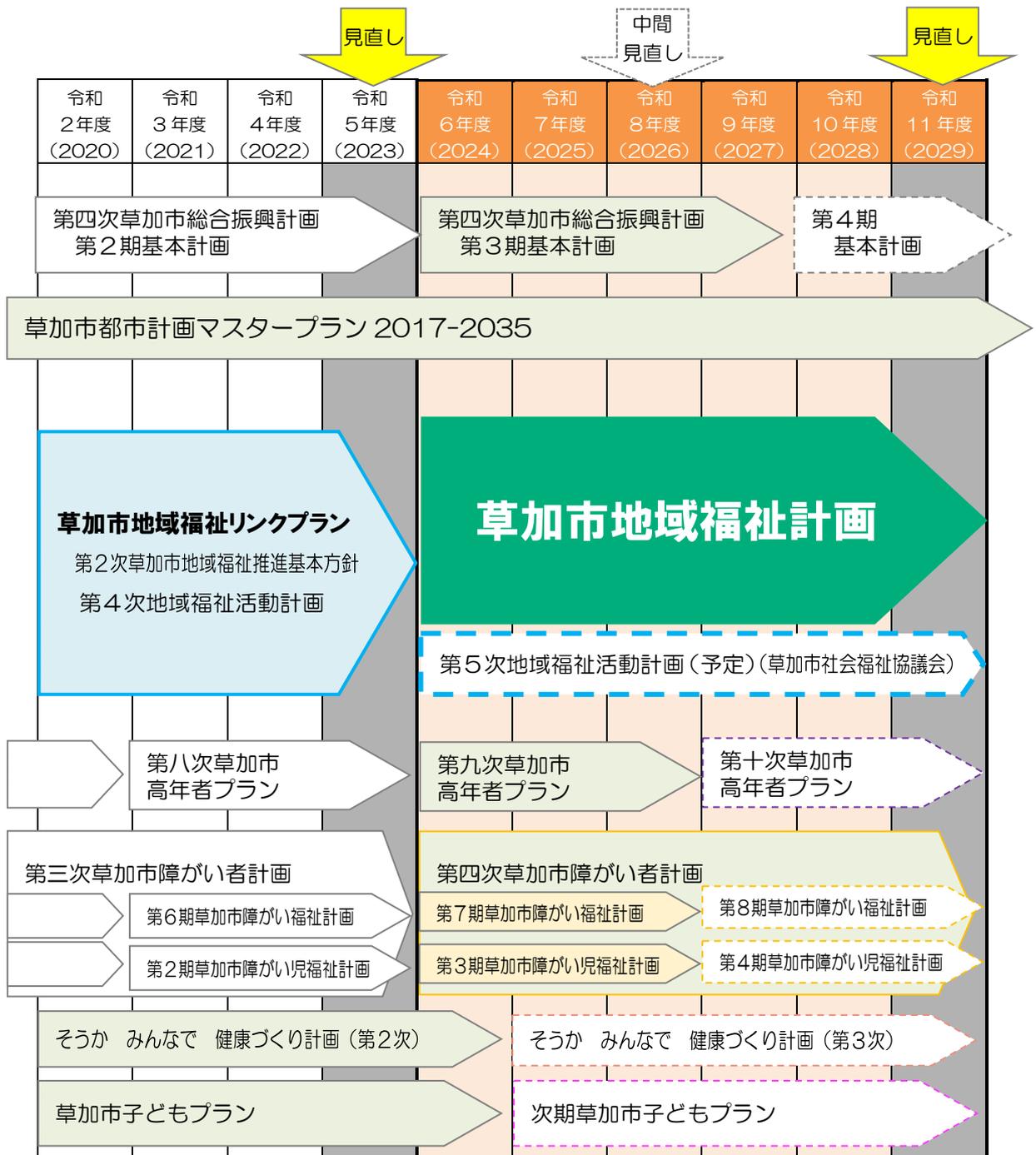
併せて、高年者・障がい者・子どもなど対象別の個別計画・制度では解決が難しい、制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯等への対応のあり方を示し、各分野が連携・協働して各種施策を推進するよう策定しています。また、埼玉県が策定する「地域福祉支援計画」と整合を図っています。

本市では、令和5年度(2023年度)まで地域福祉計画を総合振興計画の一施策としていましたが、地域福祉計画の重要性を鑑み、他の分野別計画との整合・連携を図るため、本計画は総合振興計画から独立した計画とします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)の6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえた上で、中間年度である令和8年度(2026年度)をめどに見直しを行います。



5 計画策定の体制

本計画は、次のような過程を経て策定しました。

